

北上市産業支援センター規則の一部を改正する規則

北上市産業支援センター規則（平成28年北上市規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第4条関係） [略]					別表（第4条関係） [略]				
区分	使用単位	使用料			区分	使用単位	使用料		
		市内	市外				市内	市外	
			測定指導 なし	測定指導 あり				測定指導 なし	測定指導 あり
[略]					[略]				
デジタルマイクロスコープ	[略]				デジタルマイクロスコープ	[略]			
モバイル式温度レコーダー	1時間	100	200	2,300					
	1日	800	1,600	18,400					
恒温恒湿室	[略]				恒温恒湿室	[略]			
マルチマテリアル対応 三次元造形機	1時間	9,000（1時間を超えた場合は、その1時間ごと 6,000）							
三次元造形機材料	1式	実費							
ポータブル式三次元スキャナー	1時間			1,200					
解析ソフトウェア	1時間			2,000					

<u>ウォータージェット</u>	<u>1時間</u>	<u>1,000</u>		
持込電気機器	[略]		持込電気機器	[略]
[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。